

子メータの**検定有効期限**は切れていませんか？

子メータ販売

子メータ（証明用電気計器）とは、貸しビル・アパート・寮などで
管理人と入居者との間で電気料金を各室の使用量に応じて配分するために
使用する計器（電気メータ）で、計量法で有効期限が定められています。

よんけい
をもっと
知ってほしい!!



計測・監視



有効期限は
切れていま
せんか！

単独計器の有効期限を表示したラベル



検定ラベル



基準適合ラベル



変成器と組み合わせて使用する場合

検定票

。 四 37 1
(ファイバー)

有効期限

検定証印



(封印)



(合成樹脂製の検定証)

電気メータを有効期限切れのまま使用すると法律違反！ > **すぐに電気メータを交換！**
※交換対象のメータは本紙裏面を参照

当社は、**四国内で唯一**電気メータの**修理・製造が認可された会社！**
安価なリサイクルメータを提供可！

特徴・メリット

POINT
01

新品メータ および リサイクルメータの販売

新規または取替を検討中のお客様は、リサイクルメータが新品メータのご購入を選択頂けますが、
リサイクルメータ（機械式メータ限定）は、新品メータより安価に提供することが可能です。

リサイクルメータは、
新品定価より
**40~50%
安い！**

POINT
02

電気メータの修理・製造実績

これまで、四国電力の電気メータの製造や修理（リサイクル）に携わって60年以上の実績があります。
※現在のところ、お客様持ちの電気メータに係る修理は行っておりません。

POINT
03

検定手続き業務

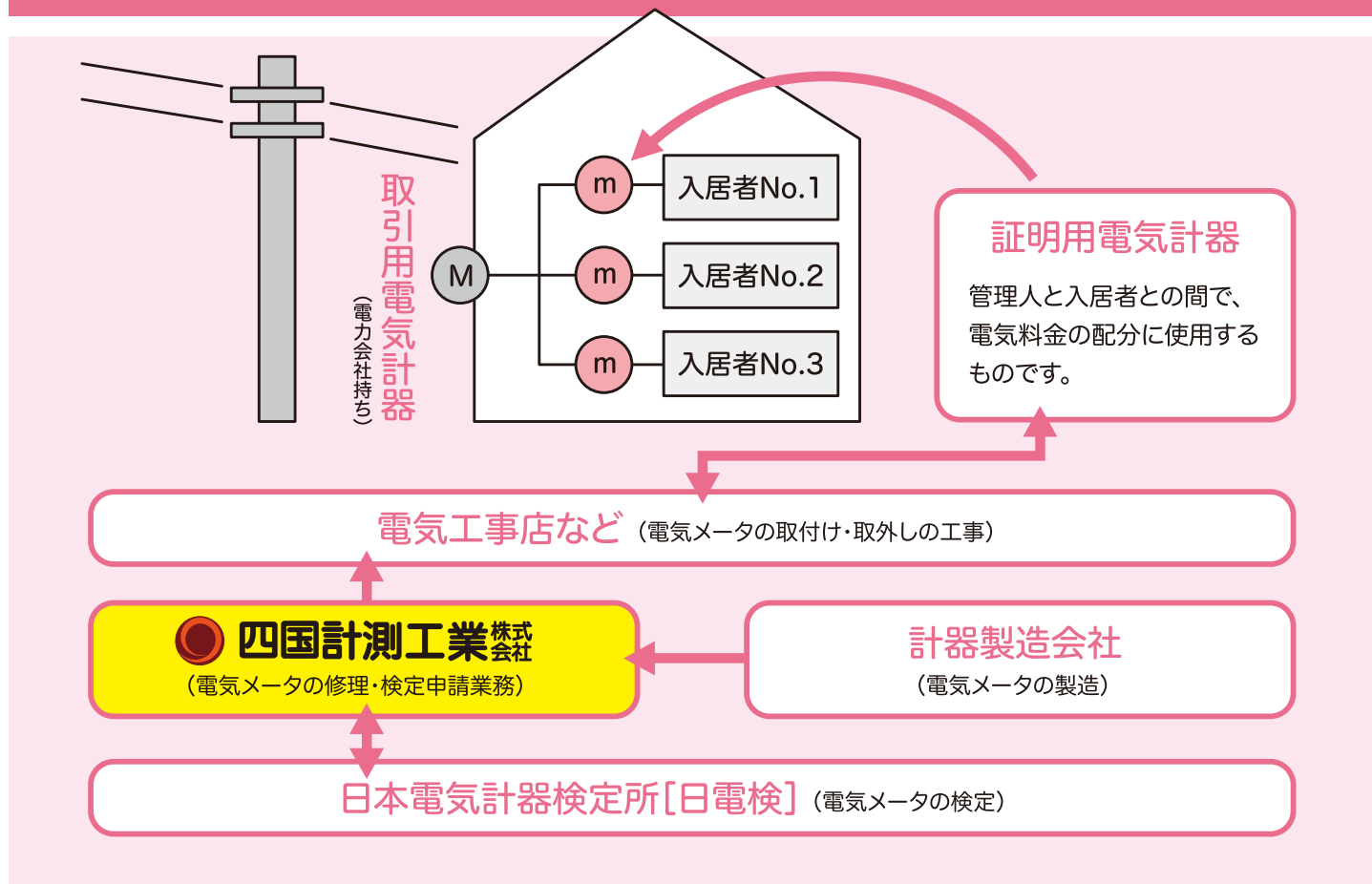
電気メータを使用するためには、日本電気計器検定所（日電検）で検定を取得して、
新しく有効期限を得る必要がありますが、当社ではその検定申請の手続きを実施しています。

四国電力グループ



よんけい
四国計測工業株式会社

電気メータの交換についてのご案内



証明用電気計器(子メータ)は検定等を受けなければ使用できませんか？

A

計量法の第16条(使用の制限)では、

- ① 検定証印又は基準適合証印が付されていないものを使用すること。
 - ② 検定証印又は基準適合証印の有効期限を経過したものをを使用すること。
 - ③ 変成器と共に使用する電気メータの場合、同じ合番号が付されていない変成器と共に使用すること。
- が禁じられています。



検定の有効期間はどのように決められていますか？

A

計量法施行令第18条では、電気メータの方式や定格電流の大きさ、変成器と共に使用する電気メータであるか、によって規定されています。検定等に合格した月の翌月から起算して

- ① 単独計器(電気メータのみで使用するもの)の場合
定格電流が30A、120A、200A及び250Aの電気メータは、機械式・電子式とも10年です。
定格電流が20A及び60Aの機械式電気メータは7年、電子式電気メータは10年です。
- ② 変成器付計器(変成器と共に使用する電気メータ)の場合
電子式電気メータ及び定格一次電流が120A以下の変流器と共に使用する機械式電気メータ(定格一次電圧が300Vを超える変圧器と共に使用するものを除く)は7年、これ以外の機械式電気メータは5年です。



検定の有効期間を超えた電気メータは使用できますか？

A

取引や証明に使用することは、法律(計量法)で禁じられています。

違反した場合、計量法第172条で「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とあります。

